

令和 2 年度 第 1 回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和 2 年 8 月 26 日 (水) 10 : 00

場所 : 香美市中央公民館 1 階大ホール

日 程

1 新委員紹介

2 会長あいさつ

3 議 事

報告 1 令和元年度の実績報告

報告 2 第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定について

議題 1 地域活動支援センター「香美」からの報告と本年度の取組み

議題 2 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

議題 3 第 3 次香美市障害者福祉計画の取り組み状況

議題 4 第 5 期香美市障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の進捗

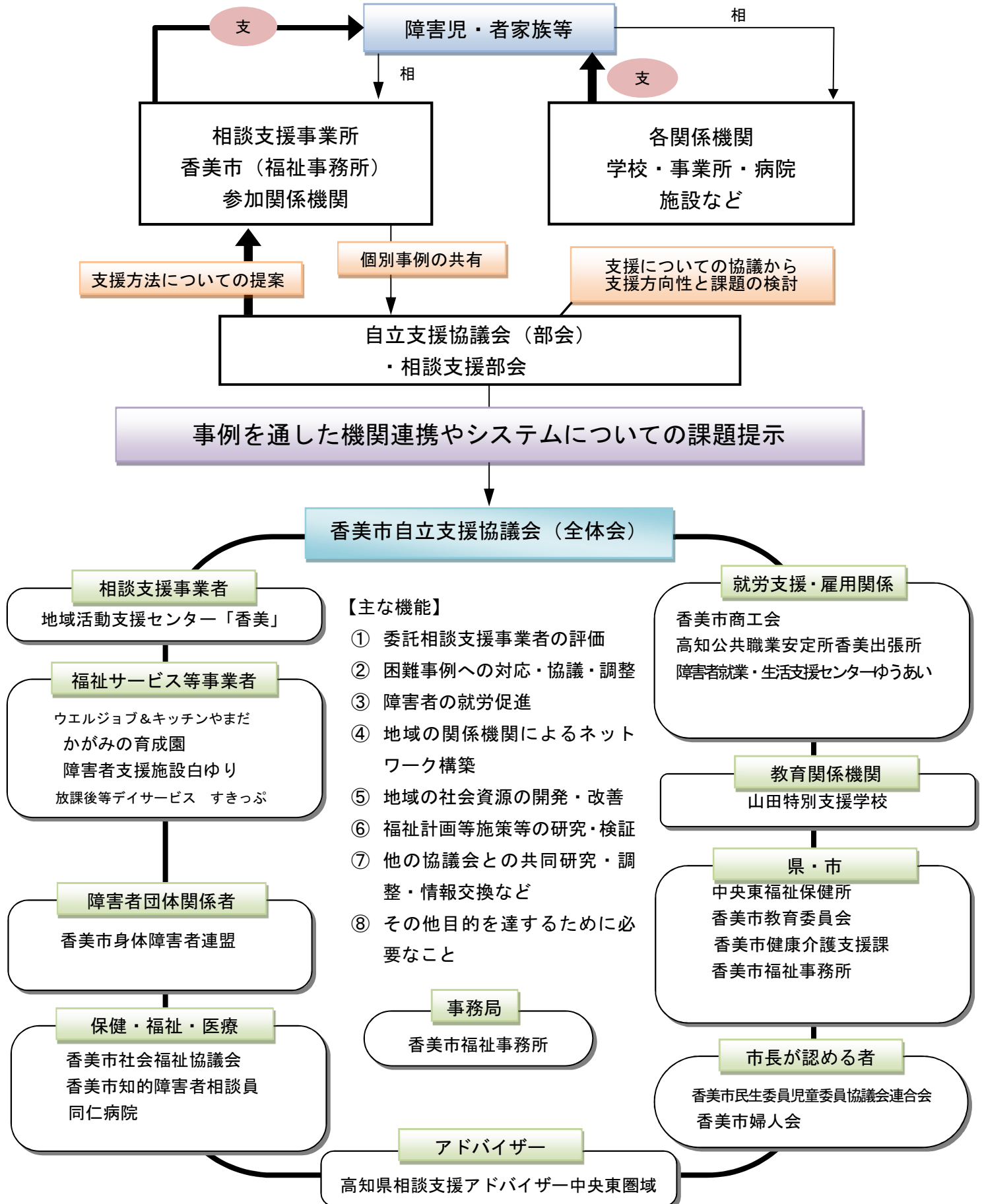
4 その他

5 副会長あいさつ

香美市の目指す将来像と基本目標



香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



報告1 令和元年度の実績報告

(1) 計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表のとおり、介護予防サービス計画（ケアプラン）の利用者以外では、全ての方が導入しております。

表 1－1 計画相談支援導入状況

	支給決定者数		計画相談支援	
	H 31. 3. 31 時点	R2. 3. 31 時点	H31. 3. 31 時点	R2. 3. 31 時点
障害者	219	213	213 (97.3%)	203 (95.3%)
障害児	52	58	52 (100%)	58 (100%)

※平成 27 年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

令和 2 年 4 月 1 日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表の 4 事業所であり、前年度から変更ありません。

表 1－2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

事業所名	事業所の種類				指定年月日
	障害者	障害児	地域移行	地域定着	
地域活動支援センター「香美」	○	○	○	○	平成 24 年 4 月 1 日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	○				平成 26 年 4 月 1 日
相談支援センター あななう	○	○			平成 27 年 3 月 1 日
特定相談支援事業所 ウエルジョブ相談支援センター	○				平成 30 年 4 月 1 日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、4 回開催しました。

表 1－3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
平成 31 年 4 月 15 日	香美市内の障害福祉サービス事業所について協議
令和元年 7 月 22 日	障害福祉サービスから介護保険制度へ移行するタイミングについて協議 支給決定内容の変更に伴う計画相談事業所からの提出書類について整理
令和元年 11 月 18 日	事例検討、新高額障害福祉サービス等給付費を案内
令和 2 年 1 月 20 日	ASK 依存症予防教育アドバイザーによる依存症とその予防について説明

(2) 手話奉仕員養成研修

令和元年度は、香南市と共同で、本研修修了者に対するフォローアップとして、高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し、手話教室を開催しました。実施結果は、下表 1-4 のとおりです。

本年度も同様に手話教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送る予定です。

次年度からは、手話奉仕員養成研修を 3 年ぶりに開始することとなっておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の状況により、実施を判断することとなります。

表 1-4 実施結果

	開催日	開催場所	参加者数	
			香美市	香南市
1 回目	2 月 12 日	のいちふれあいセンター	12 人	12 人
2 回目	2 月 25 日	香美市中央公民館	8 人	9 人

(3) 香美市障害者虐待防止センターからの報告

令和元年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等は、下表 1-5 のとおりです。

表 1-5 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	4 件	0 件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	0 件	0 件
使用者による障害者虐待	0 件	0 件
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	3 件	0 件
虐待等による死亡事例	0 件	0 件

令和 2 年 2 月 18 日に、香美市障害者虐待防止等連絡協議会を開催しました。

今年の 9 月からは、障害者等の虐待防止に係る協議会として、香美市障害者虐待防止等連絡協議会を解散し、新しく香美市権利擁護連携協議会を設置することとなっております。この協議会では、障害児者とその家族に加えて、65 歳以上の高齢者とその家族に係る虐待防止に向けての協議並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく地域協議会としての機能を持たせた協議会となります。

(4) 成年後見制度利用の促進について

地域包括支援センターと共同で、権利擁護事業支援学習会を企画し、成年後見人制度の理解と利用促進に取り組んでいます。学習会は、4 月、7 月、12 月の 3 回開催しました。

今年の予定は、新型コロナウイルス感染症の影響により未定の状況です。

市長による後見開始の審判請求を精神障害者 1 名に対して実施しました。

報告2 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

1 香美市障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 策定根拠

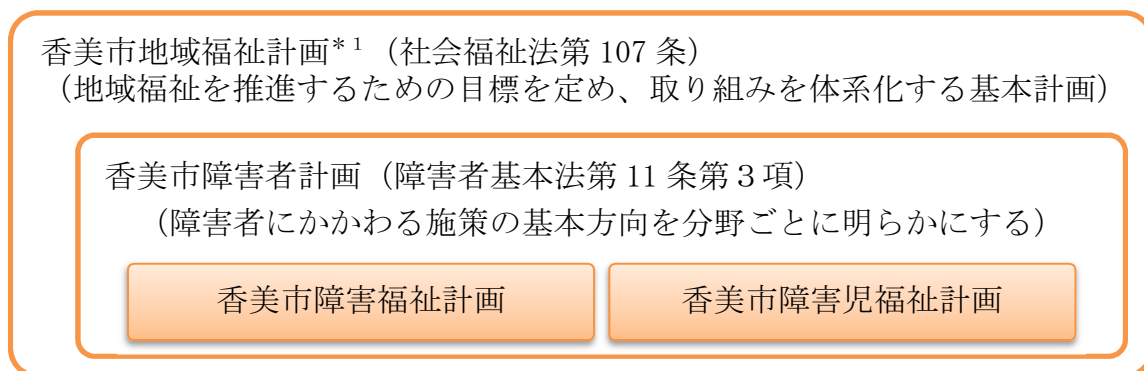
ア 第6期香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定された「市町村障害福祉計画」

イ 第2期香美市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図2-1：各計画の位置づけ



*1：地域福祉計画推進委員会において策定される

(2) 計画期間

ア 第6期香美市障害福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

イ 第2期香美市障害児福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

表2-1：各計画の計画期間

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画	H30 から	→	→	→	第3期	→	→	→
障害者計画	H30 から	→	→	→	→	第4次	→	→
障害福祉計画	H30 から	→	第6期	→	→	第7期	→	→
障害児福祉計画	H30 から	→	第2期	→	→	第3期	→	→

2 計画作成部会委員

表 2－2 計画作成部会委員一覧

所属	氏名	備考
地域活動支援センター「香美」	畑 中 功 介	
香美市身体障害者連盟	福 島 富 雄	
香美市社会福祉協議会	中 谷 大 介	
障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	高 橋 佳 宏	
高知県中央東福祉保健所	山 崎 修 子	
香美市教育委員会	岡 崎 由 佳	
香美市健康介護支援課	並 川 智哉子	
香美市福祉事務所	川 渕 美 香	部会長

3 計画策定に向けての行程（取り消し線は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となった事案）

1 月 第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画における国の基本指針が示された。

3 月 ~~第 1 回香美市障害者自立支援協議会計画策定部会（以下「計画策定部会」という。）開催~~
~~＝計画策定の概要確認~~
~~＝第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画における国の基本指針の説明~~
~~＝計画策定の方向性の検討~~
~~＝委託業務について検討~~

6 月 計画策定業務委託先事業所との契約
~~＝4 月から 5 月にかけて、入札又はプロポーザルにて委託先事業者を選定~~

~~市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）（7 月 9 日に実施）~~
~~＝高知県の第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明~~
~~＝サービス利用量の見込み等のヒアリングや全体スケジュールの説明~~

7 月 ~~第 2 回計画策定部会開催~~
~~＝高知県の第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明~~
~~＝計画策定の方向性の検討~~
~~＝ヒアリングの実施について検討~~

- 7月9日 市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）
- －高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画について
 - －策定スケジュール
 - －国の基本的な指針の一部改正について
- 8月5日 第1回計画策定部会開催
- －第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の位置づけについて
 - －今後の日程について
 - －障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について
 - －第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（素案）について
- 8月26日 令和2年度第1回自立支援協議会全体会の開催
- －令和元年度 各種報告
 - －香美市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗について報告
- 9月 第1回市町村ヒアリング（高知県実施）
- －サービス利用状況、数値目標等
- 第2回計画策定部会開催
- －ヒアリングの実施結果について検討（ヒアリング実施の場合）
 - －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議
- 11月 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）
- －サービス利用量の見込み、成果目標の説明
- サービス利用量の見込み、成果目標の確定
- 12月 第3回計画策定部会開催
- －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議
- 1月 令和2年度第2回自立支援協議会全体会の開催
- －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定の経緯報告
 - －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の説明
- パブリックコメント（～3月）
- 3月 令和2年度第3回自立支援協議会全体会の開催
- －香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案の説明

議題1 地域活動支援センター「香美」からの報告と本年度の取組み

(1) 令和元年度 相談支援事業報告

事業目的 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業実績 表3-1 相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
令和元年度	4	0	26	23	3	0	2	33	91
平成30年度	2	1	40	30	2	1	11	30	117

表3-2 支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
令和元年度	57	155	53	238	2	27	206	11	749
平成30年度	30	100	26	140	5	38	257	17	613

表3-3 相談内容(延べ件数)

	福祉サービス利用	障害や病気の理解	健康医療	不安の解消	保育教育	家族・人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加・余暇	権利養護	その他	計
令和元年度	219	3	40	7	12	2	6	260	169	11	1	27	757
平成30年度	214	3	60	21	7	36	16	96	179	10	9	19	670

現状報告

- 相談者の傾向としては、精神障害や児童の発達障害についての相談が年ごとに増加している。児童に関しては今後も増加が予想され、障害児相談支援体制の強化を図っていただきたい。
- 委託事業(基本相談)ではそのニーズを受けて、福祉サービスの利用等、計画相談へとつなげていったことから、件数自体は減少傾向にある。
- 相談の契機は、行政機関等、関係機関からの紹介が圧倒的に多く、相談支援部会等での関係機関同士の連携が効果を発揮している。
- 相談内容に関しては、福祉サービスの利用に関する件数が多く、福祉サービスに関する日常的な情報発信が求められている。
- 福祉サービスの利用に次いで就労に関しての相談が多い。障害者の就労を受け入れる事業所の開拓や就労支援事業所との連携を強めていきたい。

令和2年度 課題

- 基本相談で来所されるが、利用を希望するサービスを決められて来所されることが多く、結果的に計画相談となる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、面談や会議に支障が出てきている。急なケースに対応できるよう、今後の在り方について関係機関との検討が必要となっている。
- 障害児の保護者の中には、何故サービスを勧められたかわからないまま相談に来られる方もあり、障害児通所支援を利用すると障害が治ると思い、障害の認知が出来てない保護者が増えている。
- 相談内容に多くの課題・問題点が内在するケースが多くなり、事業所職員の資質向上もさることながら、他の専門機関との連携が必要であり強化していく。

(2) 令和元年度 地域活動支援センター事業報告

地域活動支援事業目的 障害児者が生活をする地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりが無い方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

表3-4 登録者実人数（令和2年3月31日現在）

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
令和元年度	0	11	11	3	1	0	26
平成30年度	1	9	12	2	1	0	25

表3-5 利用者数 年間 延べ人数

R1年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	69	86	89	103	65	67	71	57	66	58	70	52	853
開所日	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240
1日平均	3.45	4.53	4.45	4.68	3.10	3.53	3.38	2.85	3.30	3.05	3.89	2.48	3.55
H30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	97	123	94	93	81	64	91	84	83	72	77	78	1,037
開所日	20	21	21	20	21	18	22	21	19	19	19	20	241
1日平均	4.85	5.86	4.48	4.65	3.86	3.56	4.14	4.00	4.37	3.79	4.05	3.90	4.30

活動内容 創作活動：折り紙教室、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道、マスクづくり
余暇活動：カラオケ（現在休止）、スポーツレクリエーション、パズル、DVD鑑賞、ガーデニング等
クッキング：昼食づくり、おやつづくり
座 学：ロールプレイ、衛生管理（歯磨きやみだしなど）
行 事：スポーツ大会、スピリットアート、交流会、ランチの会
作 業：ビール瓶へのラベル貼り

現状報告 1 活動環境（室内スペース及び周囲の自然環境等）が良くなり、散歩などもしやすく、安全に活動ができています。
2 立地的に公共施設の利用がしづらいため、現地での集合という形をとることが、結果的として、より社会資源の活用を促す形となった。
3 室内活動のスペースが広いため、個々の状態に応じた参加の形がとれはじめた。
4 ドミノ、硬筆、読書など新しい活動を展開し、集中した取り組みができています。
5 利用者同士の交流が増え、相手を気遣う気持ちなどの成長が見られる。
6 身近な相談場所になっており、必要に応じて計画相談につながりもある。
7 利用者数が年々減少しており、今後も広報活動や活動プログラムの充実を図っていく必要がある。
8 作業活動として、ビール瓶へのラベル貼りを週3日行うことで、就労に向けての意識を高めることもできている。

R2年度の課題 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、ソーシャルディスタンスを保ちながらマスク着用等といった配慮をしての利用となるため、プログラムも検討が必要になっている。
2 障害特性に応じた個別プログラムや個別支援プログラムを作成し、効果的な支援を行う必要がある。特に精神障害者の利用登録が増えているが、定期的な利用に繋がっていない。
3 センターの立地場所が、中心部より離れているため、徒歩での来所が困難な方が多く、送迎を含めて、関係機関と協議していく。
4 作業活動において、期間限定で就労に向けての準備訓練を行ったうえで、関係機関と連携して就労事業所の利用に繋げる。

議題2 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

1 構成

高知県中央東福祉保健所、同仁病院、香美市社会福祉協議会、香美市健康介護支援課、香美市福祉事務所、地域活動支援センター「香美」

2 目的

支援の連携を円滑に進めるために、参加各機関が知恵を出し合う。

各関係機関の情報共有と事例検討を行い、それを蓄積し、地域課題の抽出を行う。

3 令和元年度の取組み

各関係機関の間で情報の共有を中心とした事例報告等を行っていく「情報共有定例会」と、事例検討等により支援についての課題を整理していく「事例検討会」を開催した。また、地域移行支援についての勉強会を開催した。

表 4－1 情報共有定例会・事例検討会開催結果（H31.4～R2.3）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報共有定例会	○	○		○	○		○	○		○	○	中止
事例検討会			○						○			

4 相談支援部会の実施結果

- (1) 情報共有定例会で報告された事例報告をもとに、相談支援部会で事例検討することで、困難事例への対応について検証できた。
- (2) 精神病床における入院患者の地域移行を中心に、地域移行支援についての制度、運用について情報共有が図れた。結果として、既に2人の方が地域移行支援を利用して地域生活への移行を果たした。
- (3) 障害者が地域生活へ移行するためには、障害福祉に関わる各関係機関の連携だけではなく、生活全般に関する各支援機関の連携、特に住居の確保が重要な課題として認識された。
- (4) 事例検討のあり方を中心に、相談支援部会の協議事項について検討した。結果、定期的な事例検討と個別事案の情報共有を改めて、地域課題を中心に成果を意識した協議を実施していくこととなった（令和2年3月は、新型コロナウイルス感染症のため中止となったため、令和2年6月相談支援部会で最終決定）。

5 令和2年度の取組み（案）

新型コロナウイルス感染症のため、6月から会を再開させた都合もあり、今年のテーマとしては、「移動支援」と「新型コロナウイルス感染症への対応についての情報共有」を中心に協議する。

議題3 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

(1) 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

下表4－2に示す5目標14部門32施策（総称）69施策（具体）で構成されており、令和元年度の実施結果の詳細は、別添「第3次香美市障害者福祉計画施策評価シート」のとおり。

計画全体での自己評価の結果は、表4－1のとおりで、全75の取り組みのうち、「十分達成」「概ね達成」が約85%（前年度84%）となっています。新規追加事業は、ありません。

平成30年度と比較して実績評価が上がった事業は5件、下がった事業は3件でした。

関係機関と連携して実施する事業の評価が「不十分」や「未実施」となる傾向にあります。

特定の目標や部門において、評価が低いといった傾向は発生していません。

表5－1 第3次香美市障害者福祉計画の令和元年度取組み結果自己評価

目標	部門	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
1	1	1	5	0	1	0	0
	2	0	2	1	0	0	0
2	1	0	5	0	0	0	0
	2	6	3	1	0	0	0
3	1	1	4	0	1	0	0
	2	0	4	0	0	0	0
4	1	0	11	0	0	0	0
	2	1	1	1	0	0	0
5	1	1	3	0	0	0	0
	2	1	2	0	0	0	0
	3	0	4	0	1	0	0
	4	0	2	0	0	0	0
	5	1	2	0	2	0	0
	6	0	4	2	1	0	0
計		12	52	5	6	0	0

表 5－2 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

＜基本目標＞	＜部門＞	＜施策の総称＞	＜具体的な施策＞
1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして	1 障害に対する理解や配慮の促進	(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進 ② 人権啓発の推進
		(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 地域における福祉教育の充実 ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚
	2 障害のある方の尊厳の保持	(1)権利擁護制度の利用促進	① 権利擁護制度の周知
		(2)障害を理由とする差別解消の推進	① 障害者差別解消法の推進
		(3)虐待の早期発見・防止対策の推進	① 障害者虐待防止の推進
2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	1 障害の早期発見・早期療育の推進	(1)障害の早期発見・相談支援の充実	① 子育て世代包括支援センター ② 訪問・相談支援 ③ 乳幼児健康診査 ④ のびのび相談室
	2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり	(1)障害のある児童への保育と特別支援教育の充実	① 早期療育の充実
			① 保育環境の充実 ② 保育職員の資質向上 ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 ④ 教育環境の充実 ⑤ 学校教職員の資質向上 ⑥ 家庭との連携強化
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保 ② 香美市教育支援ファイルの作成 ③ 庁内連携の体制整備
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備
3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	1 健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進	① 健康相談事業 ② こころの健康づくり
		(2)スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツ・レクリエーションの普及
		(3)保健・医療活動の推進	① 医療体制の充実 ② 難病の方への支援
	2 医療・障害の軽減への支援	(1)経済的負担の軽減	① 自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）の給付 ② 福祉医療の給付
		(2)福祉用具の普及促進と利用支援	① 日常生活用具の給付 ② 補装具の給付

＜基本目標＞	＜部門＞	＜施策の総称＞	＜具体的な施策＞
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	(1) 日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実	① 活動・発表の場の確保 ② 余暇活動への支援 ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 ④ 居場所づくりの支援
		(2) 移動手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援 ② 自動車運転免許取得・改造費への助成 ③ 福祉タクシー利用券の交付 ④ 選挙における投票者への配慮 ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知
		(3) 障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援
	2 就労支援の充実	(1) 一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進
		(2) 雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援 ② 物品等の優先調達の推進
5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	1 総合的な相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実	① 障害者相談支援事業の充実 ② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備 ③ ケアマネジメント※体制の充実
		(2) 障害者自立支援協議会の体制強化	① 香美市障害者自立支援協議会の運営
	2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実	(1) 情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実
		(2) コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備
	3 生活支援の充実	(1) 障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実 ② 苦情解決体制の推進
		(2) 年金や各種手当等経済的制度の周知	① 年金制度・各種手当制度等の周知 ② 税制度等の周知
	4 住民参加の促進	(1) 地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進	① ボランティアの育成 ② ボランティア、NPO等の活動支援
	5 住みよさを支える快適な環境の整備	(1) 住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進 ② 公営住宅のバリアフリー化
		(2) 建築物・道路等のバリアフリー化の推進	① 公共施設の整備 ② 道路等のバリアフリー化の推進
	6 安心・安全な環境の整備	(1) 防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進 ② 災害時の要配慮者対策の推進 ③ 福祉避難所の指定・確保
		(2) 消防・救急体制の充実	① 新たな通報システムの整備(Net119 の導入)
		(3) 防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等 ② 交通安全教育の充実 ③ 「心のバリアフリー」の普及

議題4 第5期香美市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗

1 令和2年度末の目標に向けての達成状況と今後の方針

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標である地域生活移行者1名を達成したものの、新たに施設へ入所された方が3名となり、施設入所支援の利用者の総数は増加となりました。

施設入所者数の削減見込みについては、目標達成に向けての効果的且つ具体的な手段が見当たらない状況にあります。

引き続き、地域移行支援、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表6-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		H30 末	R 1 末	R 2 (暫定)
H28 年度末時点の施設入所者数	47 人			
H29 年度末時点の施設入所者数	46 人			
地域生活移行者数	1 人	1 人 ^{*1}	1 人	0 人
新たな施設入所支援利用者数	1 人	2 人	3 人	—
R 2 年度末の入所者数	46 人	47 人	48 人 ^{*2}	—
施設入所者数の削減見込み	1 人			

* 1 援護市町村は、他市町村（居住地特例による）

* 2 死亡による減少1名

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標としては、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置となっていますが、令和元年度末時点では、未達成の状況です。

今後の方針としては、地域定着支援や自立生活援助といった障害福祉サービスの充実へ取り組んでいきます。具体的な協議が開始できるようになれば、専門部会を設置するなどし、対象者数の調査や地域アセスメント（地域の資源など現状把握）、地域ビジョン（地域のあるべき姿）の設定を協議していきます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

目標としては、近隣自治体と共同で１ヶ所の整備することとなっていますが、令和元年度末時点では、未達成の状況です。

今後の方針としては、精神病床における入院患者の地域移行を中心に上記（２）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と併せて相談支援部会で検討していきます。

成年後見人制度の利用促進については、令和２年８月１日に香美市権利擁護連携協議会を設置し、今後の体制整備を進めていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

目標である年間の一般就労移行者数２名が達成できました。就労移行支援事業利用者数は、目標値を大きく上回っています。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて、支援していきます。

表６－２ 一般就労に向けての取組み状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		H30	R 1	R 2 (暫定)
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	2 人			
令和 2 年度の年間一般就労移行者数	2 人	0 人	2 人	1 人
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人			
令和 2 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人	7 人	7 人	—

（５）障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等

令和元年度は、香美市内に保育所等訪問支援事業所が１ヶ所開業されました。児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所は、既に中央東圏域に整備されており、国の定める目標は達成している状況です。

医療的ケア児の支援体制の整備については、引き続き対象児童の数や状態等の把握に努めると共に、国、県の動向について情報収集します。

① 障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 ／月	見込値	508	503	503	403	413	423
2			実績値	445	357	317	329	435	
3		人 ／月	見込値	43	42	42	29	30	31
4			実績値	39	36	29	25	23	
5									
6	短期入所 (ショートステイ)	人日 ／月	見込値	119	120	120	94	104	114
			実績値	84	96	84	67	15	
		人 ／月	見込値	20	21	22	15	16	17
			実績値	14	19	14	12	4	
7	療養介護	人／月	見込値	9	9	9	9	9	9
			実績値	9	9	9	9	9	
8	生活介護	人日 ／月	見込値	1,751	1,791	1,825	1,822	1,845	1,891
			実績値	1,744	1,662	1,700	1,727	1,823	
		人 ／月	見込値	87	89	91	86	87	89
			実績値	87	82	85	87	89	
9	施設入所支援	人 ／月	見込値	50	50	50	45	46	46
			実績値	47	48	47	47	49	
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 ／月	見込値	22	0	0	23	23	23
			実績値	16	46	46	17	0	
		人 ／月	見込値	1	0	0	1	1	1
			実績値	1	2	2	1	0	
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 ／月	見込値	34	11	23	198	197	155
			実績値	83	92	89	146	162	
		人 ／月	見込値	2	1	1	9	9	7
			実績値	9	7	4	7	10	
12	就労移行支援	人日 ／月	見込値	23	21	3	21	21	21
			実績値	23	23	20	57	87	
		人 ／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	3	6	
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 ／月	見込値	449	451	453	428	428	434
			実績値	552	564	428	383	417	
		人 ／月	見込値	21	21	21	23	23	23
			実績値	28	29	23	20	20	
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 ／月	見込値	769	761	761	597	620	640
			実績値	745	790	562	614	612	
		人 ／月	見込値	42	41	41	32	33	34
			実績値	43	43	32	36	37	
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 ／月	見込値	40	39	40	42	44	44
			実績値	39	41	43	45	50	
16	自立生活援助	人 ／月	見込値				0	1	1
			実績値				0	0	
17	就労定着支援	人 ／月	見込値				0	1	1
			実績値				0	0	

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

※2) 各年度の3月の見込値及び実績値

② 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	計画相談支援	人 ／月	見込値	27	27	30	30	30	30
			実績値	22	26	30	37	45	
2	地域移行支援	人 ／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	0	1	
3	地域定着支援	人 ／月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

③ 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無	無	無	
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無	有	有	
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値				有	有	有
			実績値				無	無	
6	意思疎通支援事業	実人数 ／年	見込値	38	38	37	40	40	40
			実績値	61	34	50	27	40	

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
①	介護・訓練支援用具	件 ／年	見込値	3	3	3	2	2	2
			実績値	1	0	1	0	0	
②	自立生活支援用具	件 ／年	見込値	4	4	4	2	2	2
			実績値	1	2	1	1	6	
③	在宅療養等支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	3	3	3
			実績値	3	1	3	6	2	
④	情報・意思疎通支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	4	8	5	6	6	
⑤	排泄管理支援用具	件 ／年	見込値	640	650	660	780	790	800
			実績値	735	750	776	761	741	
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 ／年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0	1	1	

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

No.	事業名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施
			実績値			実施	実施	未実施	
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	600	620	640	730	750	770
			実績値	685	786	677	937	724	
		実人数／年	見込値	11	13	15	12	14	16
			実績値	11	13	10	16	11	
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	
		実人数／年	見込値	26	28	30	30	30	30
			実績値	25	25	32	25	26	
11	日中一時支援	箇所	見込値	5	5	5	12	12	12
			実績値	11	12	13	11	12	
		実人数／年	見込値	7	8	9	6	7	7
			実績値	7	5	5	4	7	
12	声の広報等発行	実人数／年	見込値	10	12	13	4	4	4
			実績値	7	6	5	3	2	
13	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値	2	2	2	3	3	3
			実績値	2	5	0	2	0	
14	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施
			実績値				実施	実施	

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

④ 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第1期障害児福祉計画		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1	児童発達支援	人 ／月	見込値	14	17	15	11	11	11
			実績値	14	15	12	12	13	
		人日 ／月	見込値	59	62	58	36	36	33
			実績値	43	43	41	49	39	
2	医療型児童発達支援	人 ／月	見込値	3	3	3	0	0	0
			実績値	2	0	0	0	0	
		人日 ／月	見込値	9	9	9	0	0	0
			実績値	4	0	0	0	0	
3	放課後等デイサービス	人 ／月	見込値	18	18	20	52	54	54
			実績値	27	34	53	33	31	
		人日 ／月	見込値	130	130	144	368	414	450
			実績値	155	234	310	440	347	
4	保育所等訪問支援	人 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4	0	4	
		人日 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4	2	4	
5	居宅訪問型児童発達支援	人 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-	0	0	
		人日 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-	0	0	

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2) 各年度の3月の見込値及び実績値

⑤ 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画		
				平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1	障害児相談支援	人 ／月	見込値	11	11	11
			実績値	20	20	

※1) 各年度の3月の見込値及び実績値

香美市障害者自立支援協議会委員名簿

番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連 絡	先
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	岡本 圭美	782-0036	香美市土佐山田町1689-1	
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	尾崎 和美	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9	
3	かがみの育成園	園長	濱田 明	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	
4	障害者支援施設 白ゆり	サービスマネジメント責任者	西尾 悠平	782-0016	香美市土佐山田町山田1192	
5	放課後等デイサービス すきっぷ	代表社員	藤堂 雅世	782-0034	香美市土佐山田町宝町1-1-24	
6	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄	782-0031	香美市土佐山田町東本町5丁目6番14-5	
7	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎	782-0041	香美市土佐山田町262-1	
8	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔	782-0072	香美市土佐山田町有谷81	
9	同仁病院	相談員	横川 貴恵	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20	
10	香美市商工会	副会長	石川 祐一	782-0034	香美市土佐山田町宝町2丁目2番27号	
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原 博之	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	高橋 佳宏	783-0005	南国市大涌乙2305	
13	高知県立山田特別支援学校	副校長	松田 真一	782-0016	香美市土佐山田町山田1361	
14	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	
15	香美市教育委員会	指導主任	岡崎 由佳	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	
16	香美市健康介護支援課	保健師	宗石 こずゑ	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	
17	香美市福祉事務所	所長	中山 泰仁	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通	782-0041	香美市土佐山田町262-1(社協内)	
19	香美市婦人会	副会長	吉本 悦子	781-4216	香美市香北町萩野68番地	

《アドバイザー》

職 名	氏 名	郵便番号	連 絡	先
高知県相談支援アドバイザー	住友 芳美	781-5452	香南市香我美町下分684-1	地域活動支援センターあけぼの

《事務局》

担 当 部 署	職 名	担当者氏名	住 所
香美市福祉事務所	社会福祉班長	川渕 美香	香美市土佐山田町宝町1-2-1
	社会福祉係技幹	福留 史	
	社会福祉係主幹	近藤 健史	

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。

3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 全体会の委員は、再任することができる。

5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。

3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長は、専門部会の会議を招集する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。

6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２２日告示第３９号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和元年８月２２日告示第６４号）

この告示は、令和元年９月１日から施行する。